

ルールを守って楽しい花火

夏の代表的な風物詩の花火ですが、花火は危険物です。楽しい夏の思い出となるように安全に楽しみましょう。

■花火を安全に遊ぶポイント

- 気象条件に合わせて、花火遊びをしましょう
- 近くに燃えやすいものがない、広くて安全な場所を選びましょう
- 子どもだけでなく大人と一緒に遊びましょう
- 説明書をよく読み、注意事項は必ず守りましょう
- 水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につけましょう

■火遊びによる火災防止のポイント

- 子どもだけを残して外出しないようにしましょう
- ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かないようにしましょう
- 子どもだけで火を取り扱わないようにしましょう
- 火遊びをしているところを見掛けたら注意しましょう
- 火災の恐ろしさ・火の取り扱い方法についてきちんと教育しましょう

■SFマーク付きおもちゃ花火を使用しましょう

日本煙火協会の検査所では、火薬類取締法に適合しているか否かを見る「基準検査」や花火の構造、燃焼現象、使用方法に関する表示を確認し、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」を実施しています。

これらの検査に合格したおもちゃ花火には、SFマークが印されています。



■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

わたしたちの国民年金

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難なときは、申請により保険料が免除・猶予される制度があります。(申請日時点から2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます)

■**免除制度** 免除には「全額免除」と保険料の一部を納付する「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」があります

■**納付猶予制度** 申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。10年間は後から納める(追納)ことができます。免除・納付猶予期間については、受給資格期間には算入されますが、受け取る年金額は免除の区分と期間に応じて減額されます

■免除・納付猶予対象者

- 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の方
- 失業または事業を廃止した方
- 災害により損害を受けた方

※納付猶予は20歳以上50歳未満の方が対象となります。

■**申請に必要なもの** 年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、来られる方の本人確認ができるもの(免許証など)、離職などの事実が確認できる公的機関の証明書(「雇用保険受給資格者証」など)

■できるだけ「追納」を

免除・猶予が承認されると、その分、将来受け取る年金額が少なくなります。免除期間の保険料は過去10年以内のものであれば後から納める(追納)ことができます。受け取る年金額を少しでも多くするために、できるだけ計画的に追納するように心掛けましょう

■問合せ

- ・北見年金事務所 (☎ 25-8703)
音声案内にしたがって、電話機の②を押したあと続けて②を押してください
- ・町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203)

保険料納付は便利な口座振替で

商工業担い手、移住定住者などに補助・助成

■担い手支援

○商工業後継者育成助成金

商工業の活性化を図ることを目的に、商工業の跡継ぎとして就業した後継者本人に助成金を交付します

○商工業就労助成金

雇用の促進および雇用機会の増大を図ることを目的に、新規学卒者などで本町に住所を有する事業所に正規職員として就職した方と事業所に助成金を交付します



■中小企業融資

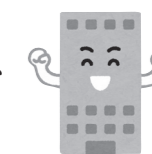
○中小企業特別融資利子補給費補助金(事業主体:商工会)

中小企業特別融資の効果的な運用を図り、企業育成振興と経営の合理化を促進し、既存企業の発展を支援します

融資額 1企業につき

- ・運転資金 1,000万円以内
- ・設備資金 1,500万円以内
- ・短期融資 500万円以内

※令和5年度から運転資金の借入期間を長くし、借入割合により運設併用の借入が可能となりました。



■商店街活性化

○住環境リフォーム促進事業補助金(事業主体:商工会)

商工業の振興および雇用の安定化を図るため、住宅リフォームなどに対し対象経費の20%分、最大20万円をメロンスタンプ商品券で補助します

○店舗出店等支援事業補助金

地域経済の活性化および地域振興に寄与することを目的とし、店舗新築、空き店舗活用により商工業の起業をめざす事業者および第二創業により新たな事業や業種転換を行う事業者に補助します(町内に移住して、起業・第二創業する場合、最大100万円を加算して補助します)

①起業

対象経費3分の2、上限300万円(最大)

②第二創業

対象経費2分の1、上限150万円(最大)

○店舗改修事業補助金

店舗のイメージアップと商店街の活性化を図るため、20万円以上の既存の店舗改修に対し、対象経費2分の1、50万円を上限に補助します



■問合せ 地域創生室 (☎ 33-5008 役場 窓口 11番)

川をきれいに 7月は河川愛護月間

- ・河川へのごみ、汚水などの投棄はやめましょう
- ・河川敷地を無断で占用しないようにしましょう
- ・河川敷地を犬の散歩などで利用する場合は、ふんの後始末をしましょう
- ・堤防や河川を利用してレクリエーションを楽しんだあとは、ごみを持ち帰るようにしましょう

